

資産

土地・家屋価格等縦覧帳簿と固定資産課税台帳
縦覧・閲覧は4月2日から

問 町民税務課 課税係 ☎77・3915

縦覧と閲覧の際に行う本人確認には、マイナンバーカード、運転免許証または健康保険証などが必要です。また、代理人の方は必要書類をご確認の上ご来庁ください。

縦覧

自己所有資産の評価額が適正であるか確認をしていただく制度です。その趣旨から外れる場合は、お断りすることがあります。

■ **期間** 4月2日(月)～5月31日

(木)(土・日・祝祭日を除く)

■ **場所** 役場町民税務課課税係

■ **手数料** 無料

■ **縦覧できる方**

- ① 町内に土地や家屋を所有する納税義務者および同居の親族
- ② 納税管理人

閲覧

「固定資産課税台帳」により固定資産税の課税内容を確認するもので、本人の所有する物件のみ閲覧できます。

■ **期間** 通年。平成30年度分は4月2日(月)から(土・日・祝日を除く)

■ **場所** 役場町民税務課課税係

■ **手数料** 縦覧期間中は無料。

■ **閲覧できる方**

- ① 町内に土地や家屋を所有する納税義務者および同居の親族
- ② 納税管理人
- ③ 借地人および借家人
- ④ 固定資産を処分する権利を有する方

縦覧・閲覧に必要なもの

- ・ 納税義務者の本人確認書類
 - ・ 代理人の場合は委任状と、代理人の本人確認書類
 - ・ 法人の場合は、代表者印を押印した申請書または委任状
 - ・ 借地人や借家人などその他の場合は、閲覧する権利を有することがわかるものと、申請者の本人確認書類
 - ・ 印鑑
- ※ 本人確認書類：マイナンバーカード、運転免許証など

子育て

チーパス
子育て家庭を応援

問 福祉保健課 子育て支援係 ☎77・3914

現在、役場福祉保健課窓口で配布している「チーパス」は、3月31日で有効期限を迎えます。そのため、新しい「チーパス」を3月から配布します。

なお、町内の小・中学校、幼稚園、保育所に通うお子さまには、各学校・施設を通じて3月末までに配布予定です。

「子育て応援!チーパス事業」ってなに?

千葉県内にお住いの中学校修了までのお子さんまたは妊娠中

の方がいるご家庭に「チーパス」をお渡ししており、「チーパスの店」(協賛店)でこのカードを提示すると、いろいろな子育て応援サービスを受けることができます。

チーパスの受取窓口、協賛店の検索は、「チーパスねっと」で検索してください。

新しいチーパス



平成30年4月1日からご利用いただけます。

現行のチーパス



有効期限 平成30年3月31日まで
 ※今後ご利用できません。

年金

国民年金保険料

免除・納付猶予制度で未納を防ごう

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3912

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来年金を受け取ることができない場合があります。そのような状況を防ぐため、保険料が「免除」または「猶予」される制度があります。

■免除制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

■納付猶予制度

50歳未満（※）の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

※平成28年6月以前の期間は、30歳未満であった期間が対象となります。

※学生は、学生納付特例をご利用ください。

■免除・猶予制度の申請方法

町民税務課国保年金係で手続きを行ってください。必要書類などの詳しいお問い合わせは、国保年金係までお願いします。

また、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）までさかのぼって免除申請ができますので、過去2年間に国民年金保険

免除を受けるための「所得」の目安

[単位：万円]

免除などの種類 世帯構成	全額免除 納付猶予	一部免除		
		3/4 免除	半額 免除	1/4 免除
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)	162 (257)	230 (354)	282 (420)	335 (486)
2人世帯 (夫婦のみの場合)	92 (157)	142 (229)	195 (304)	247 (376)
単身世帯	57 (122)	93 (158)	141 (227)	189 (296)

() 内は収入額

料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所までお問い合わせください。

- ・千葉年金事務所
☎ 043124216320
- ・佐原年金事務所
☎ 047815411442

国保

短期人間ドック助成制度

定期的に健康チェック

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎ 77・3913

国民健康保険では、人間ドックに対して助成金を支給し、被保険者の健康の増進保持、疾病の予防・早期発見治療の推進を図っています。平成30年度の申請は、4月2日より開始します。

■補助額

人間ドックの検査費用額の70%

※ただしオプション検査分を含め、5万円を限度とします。

■利用条件

- ・年齢が満35歳以上満75歳未満の方
- ・前回実施（助成を利用した場合）後、1年以上経過している方
- ・納期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯の方
- ・国民健康保険に加入後、1年

■利用方法

人間ドック予約後、受診日までに町民税務課国保年金係に申請してください。
※必要なもの 保険証、印鑑

平成30年春季全国火災予防運動

期間 3月1日(木)～7日(水)

☎ 総務課 行政係 ☎ 77・3903

火災が発生しやすい季節です。火災を予防し、尊い生命や財産を守りましょう。